一者応札・応募等事案フォローアップ票(平成25年度第1四半期分)

法 人 名		独立行政法人森林総合研究所		
案 件 番	号	1		
入 札 及 び 契 約 ご	方 式	一般競争入札		
契 約 の 件 名 及 び	数量	遺伝子型解析用試薬(illumina)単価契約		
契 約 締 結	日	平成25年5月23日		
契約の相手方の商号又は名	呂 称 等	茨城半井化学(株)		
		平成25年4月25日 入札公告		
入 札 経 緯 及 び 翁	結 果	平成25年5月21日 入札説明書交付期限等		
		平成25年5月22日 開札		
一者応札・応募等の改善取組内容				
改善項目	状況	具体的な取組内容		
①仕様書の見直し等	0	入札審査委員会において、仕様書、公告日、公告掲示場所等について検討し、前年と同様の内容とした。		
②業務等準備期間の十分な確保	0	前年度と同様の業務履行期間を確保した。		
③公告期間の見直し	0	前年度と同様の公告期間を確保した。		
④公告周知方法の改善	0	前年度に引き続きホームページ及び所内に掲載し、林木育種センター、森林農地整備センター、農林水産技術会議事務局筑波事務所、つくば市役所へ入札公告の掲示を依頼し、幅広くPRを行った。また、つくば市商工会および筑波研究支援センターのホームページに調達情報のリンクを貼ってもらい幅広く周知を図った。		
⑤電子入札システムの導入	×	現在導入の予定はない。		
⑥業者等からの聴き取り	0	入札説明書を受領したものの、入札には参加しなかった業者には 理由等をヒアリングした。		
⑦競争参加資格の拡大	0	予定価格に対応する格付等級のほか、全等級を対象とした。前年 度も全等級としている。		
法人における事後点検の結果講ずることとした措置				
一者応札改善の取組は、現在対応可能な方策は全て実施した。				
契約監視委員会のコメント				
上記のとおり、法人における改善取組はほぼ実施されているが、「業者等からの聴き取り」により得られた改善 事項があれば、翌年度以降改善していく必要がある。				
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) これまでの取り組みを引き続き実施する。				
本案件を審議した契約監視委員会の委員				
L 委員の合議により審議				

- (注)1. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善 方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。
- (注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「〇」、取組未済の場合は「×」を記載。
- (注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票(平成25年度第1四半期分)

法 人 名		独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター		
案 件 番	号	1		
入 札 及 び 契 約 方	式	一般競争入札		
契 約 の 件 名 及 び 数	量	平成25年度経理システム改良業務		
契 約 締 結	日	平成25年6月24日		
契約の相手方の商号又は名称	等	(株)日立システムズ		
		平成25年5月1日 入札公告		
入 札 経 緯 及 び 結	果	平成25年6月4日 競争参加資格確認申請〆切		
		平成25年6月21日 開札		
ー 一者応札·応募等の改善取組内容				
改善項目	兄	具体的な取組内容		
①仕様書の見直し等		ISO27001とプライバシーマークについて、要件を緩和(どちらかを有していれば可)し、応札者拡大を図った。		
②業務等準備期間の十分な確保		入札公告日から開札日まで休日を除いて36日間を確保した。公告 時期を昨年度に比べ5ヶ月前倒しした。		
③公告期間の見直し)	公告期間を休日を除いて22日から23日間に変更した。		
④公告周知方法の改善 〇		前回と同様に、ホームページでの掲載と、森林農地整備センター本部、本所及び整備局へ掲示を依頼し、幅広く周知を図った。またホームページではRSSにより幅広く周知を図った。		
⑤電子入札システムの導入 ×		維持管理費用に見合う入札件数を見込めないため導入していな い。		
⑥業者等からの聴き取り)	入札説明を受けたものの、入札には参加しなかった業者に理由等 をヒアリングした。		
法人における事後点検の結果講ずることとした措置				
一者応札改善の取組は、現在対応可能な方策をすべて実施した。				
契約監視委員会のコメント				
上記のとおり、法人における改善取組は実施されているが、「業者等からの聴き取り」により得られた改善事項 があれば、翌年度以降改善していく必要がある。				
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)				
これまでの取り組みを引き続き実施する。				
本案件を審議した契約監視委員会の委員				
委員の合議により審議				

- ・ (注)1. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善 方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。
- (注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「O」、取組未済の場合は「×」を記載。
- (注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。